主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三八条、三六条違反をいう点は、記録を調べても、被告人が所論供述の強要、拷問等を受けたと疑わせる証跡は認められないから、所論は前提を欠き、その余の違憲をいう点は、実質は、単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、弁護人高橋紀勝の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年三月三〇日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 岸
 上
 康
 夫

 裁判官
 岸
 盛
 一

 裁判官
 団
 藤
 重
 光